



陳情 2 第14号



藤沢市議会における陳情の審議においては、陳情書における陳情項目及び陳情理由を明示(朗読)したうえで、意見陳述または審議に入ることを求める陳情

1、陳情の項目

陳情の審議においては、次のことを踏まえるように努めてください。

- ① 陳情書に記載の陳情項目及び陳情理由について、その内容・文言を事務局等に朗読させること。
- ② 陳情者の意見陳述(趣旨説明)は、①の直後に行うこと。
- ③ 陳情者に対する質疑を行っていくこと。
- ④ ①、②、③を経て、陳情に関する市側の考え方の説明等に移行すること。
(ただし、陳述が無い場合は、②③は省略される。)

2、陳情の理由

委員会付託された陳情審議の状況は、公開され、かつ実況中継されていることを踏まえれば、以下の懸念を払拭するためにも、「陳情書」の「項目」、「理由」は、審議冒頭に明示(朗読)されるべきものと考えます。

- ① 陳情内容を明示しないままに審議に入ることは当然のこと、でしょうか。現行の審議においては、「陳情書」の記載された事項のうち、陳情の表題のみが明示されるものの、最も重要なはずの「陳情の項目」、「陳情の理由」が明らかにされないままに、陳情者の意見陳述がなされ、続いて、委員からの質疑がなされています。(陳述の無い場合は、陳情の項目のみが、明示され、市側の説明に入っている。)
- ② 意見陳述は、陳情書と一体不可分ではない、ということでしょうか。陳情に至った思いや意見を述べる機会とされ、陳情の趣旨説明とされている意見陳述は、陳情書における、項目、理由と一体不可分のもので、部分を明示することで充足されるものではありません。意見陳述人においても、陳情書の項目も理由も明示されていないままに、いきなり意見陳述の場に引き出されてしまい、その趣旨が十分に伝わるのか非常に不安になります。

- ③ 委員及び市職員のみが、「陳情書」の内容を事前に熟知し質疑準備をすればよい、のでしょうか。

「陳情書」は、委員には事前に提示され、審議中も議会内ネットにて閲覧できる状態にあります(傍聴者席には、資料として用意されているが、熟読・理解する時間的余裕は無いものと思われます)。一方、審議に応じる市職員も、事前に十分な質疑準備と、陳情に対する市の対応の可否を含めて、準備をし、臨んでいます。

- ④ 委員会実況中継の視聴者(市民)をカヤの外に置いてよい、のでしょうか。視聴者(市民)は、「陳情書」の全体内容、陳情表題に関わる陳情項目及び、陳情に至った陳情理由について、明示されないまま、それを認識する術もないまま、いきなり、陳情者の意見陳述を聞かされることとなり、唐突かつ不合理です。

審議の入口で、視聴者(市民)は、暗中模索の状態に投げ出され、その後の審議の的確な理解を妨げること必定です。

- ⑤ 障害者の市政への関心を妨げてよい、のでしょうか。

障害を持つ市民、とりわけ聴覚によって議会を傍聴・実況中継を聴くことのできる市民は、この限られた窓さえも狭められることとなります。

以上

2020(令和2年)年/0月/3日

藤沢市村岡東2丁目18番の2

沖山 登志雄



藤沢市議会 議長 加藤 一様